

佐世保市先端設備等導入促進事業補助金

募集要項

公募期間：

令和 7 年 4 月 7 日（月）から令和 8 年 2 月 2 日（月）まで

※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

制 度 概 要	「先端設備等導入計画」の認定を受けた市内中小企業者が、当該計画に基づく設備投資を行う場合に、設備導入に係る経費の一部を補助するものです。
補 助 対 象 者	次の要件を満たす者。 ・本市から「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備を導入する中小企業者 ・市税に滞納がない者 ・市内の事業所において、従業員を 1 名以上雇用している者 ・みなし大企業でない者
補 助 対 象 経 費	設備等の取得価額
補 助 率	対象経費の 2 分の 1 以内
補 助 限 度 額	3 0 0 万円

【問合せ先】 佐世保市 経済部 商工労働課
電 話：0956-24-1111（内線 3004）
メー ル：syouko@city.sasebo.lg.jp

1. 制度概要

(1) 趣旨

市内中小事業者の賃上げ環境の整備を図ることを目的として、労働生産性の向上のために先端設備等の導入を行う事業者に対し、「佐世保市先端設備等導入促進事業補助金」（以下、「本補助金」という。）を交付するものです。

(2) 補助対象期間

交付決定を受けた日から令和 8 年 3 月 2 日（月）まで

(3) 補助対象者

次の要件を満たす者

- ① 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づき、本市から「先端設備等導入計画^{※1}」の認定を受けた設備を導入する中小企業者^{※2}
- ② 市税に滞納がない者
- ③ 市内の事業所において、常時使用する従業員^{※3}を 1 名以上雇用している者
- ④ みなし大企業^{※4}でない者

※1 先端設備等導入計画：本要項の 8 ページをご参照ください。

※2 中小企業者：中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者。

※3 常時使用する従業員：労働基準法第 20 条の規定に基づく、「解雇の予告」を必要とする者。

※4 みなし大企業：以下のいずれかに該当する中小企業者。

- 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（外国発行人を含む）の所有に属している法人
- 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数的大企業（外国法人を含む）の所有に属している法人
- 大企業（外国法人を含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人

(4) 補助対象事業等

本市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づく事業（本補助金申請時点で「先端設備等導入計画」の認定を受けていること。ただし、令和7年4月1日以降の認定に限る。）のうち、以下の要件を満たし、令和8年3月2日（月）までに発注・納入・検収・支払までのすべての手続きが完了するもの。（ただし、リース契約の場合は補助対象事業から除く。）

- ① 先端設備等導入計画の認定申請時に、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要な設備

- ② 設備の種類と最低価額

設備の種類	最低価額（1台1基又は一の取得価額）※5	その他
機械装置	160万円以上	
工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備	60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

- ③ 雇用者給与等支給額※6を1.5%以上とする賃上げ方針に従業員に表明したことを先端設備等導入計画に位置付けていること

※5 取得価額	：資産の購入代価とその資産を事業の用に供するために直接要した費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産の購入のために要した費用を含む）
※6 雇用者給与等支給額	：租税特別措置法第10条の5の4第5項第8号又は第42条の12の5第5項第9号に規定する雇用者給与等支給額。

(5) 補助対象経費

設備等の取得価額。（消費税・地方消費税、振込手数料については補助対象外）

※補助対象期間内（最長で令和8年3月2日まで）に支払が完了した経費に限ります。

(6) 補助率等

・補助率：対象経費の2分の1以内

・補助限度額：300万円

※千円未満の端数は切捨て

2. 申請の手順等

(1) 公募期間

令和 7 年 4 月 7 日（月）から令和 8 年 2 月 2 日（月）まで

※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

※郵送による場合は、令和 8 年 2 月 2 日（月）までの消印有効。

(提出先・郵送先) 〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10 佐世保市役所 経済部 商工労働課 宛
--

(2) 交付申請

佐世保市長から先端設備等導入計画の認定を受けた後、下記の書類を提出してください。

下記の書類のみで交付要件が確認できない場合、追加で別途書類の提出をお願いする場合があります。

- ① 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 事業実施計画書（様式第 2 号）
- ③ 収支予算書（様式第 3 号）
- ④ 先端設備等導入計画の認定書及び認定を受けた計画書の写し
- ⑤ 見積書の写し
- ⑥ 市税の滞納のない証明書
- ⑦ 従業員を 1 名以上雇用していることが確認できる資料（賃金台帳又は労働者名簿）

(3) 実績報告

本事業を完了したときは、その日から 20 日以内又は令和 8 年 3 月 2 日（月）のいずれか早い日までに 補助事業実績報告書を提出してください。

※令和 8 年 3 月 2 日（月）までに導入設備に係る納入、支払、実績報告が完了できない事業は対象外です。外的要因による補助対象設備の納入遅延等があった際についても救済措置等はありません。

① 補助事業実績報告書（様式第 7 号）

② 補助事業実績書（様式第 8 号）

③ 収支決算書（様式第 9 号）

④ 補助対象経費の支払いを証する書類（納品書・請求書・領収書の写し）

※領収書が無い場合は、支払ったことがわかる書類（預金取引明細、通帳の写し等）

⑤ 導入した設備の写真

・ 設備の設置状況がわかるもの … 1 設備につき 1 枚以上

・ 銘板等、設備の型式がわかるもの … 1 設備につき 1 枚以上

※いずれも撮影が難しい場合は相談してください。

(4) 補助金の支払い

実績報告後に事業内容の検査を行い、補助金交付額の確定後、請求に基づき精算払いを行います。

3. 注意事項

(1) 申請書様式等の入手方法について

佐世保市ホームページ内「先端設備等導入促進事業補助金について」に掲載しています。

○佐世保市ホームページ（URL）：<https://www.city.sasebo.lg.jp/index.html>

(2) 交付申請の時期について

交付申請は、先端設備等導入計画の認定後で、設備導入前に行う必要があります。

ただし、設備導入前であっても、以下の事務処理期間が確保できていない場合には、申請を受付できない場合があります。

<事務処理期間>

- ・先端設備等導入計画の認定 … 1～2週間
- ・補助金の交付決定 … 1～2週間

※申請書類に不備等があった場合には、さらに時間を要する場合があります。

(3) 事業計画の変更

交付決定を受けた後、本事業の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく事業計画変更承認申請書（様式第5号）を提出してその承認を得なければなりません。承認を受けなかった場合、補助金が交付されない場合がありますので、事前に相談してください。

<承認が必要な例>

導入設備の変更、設備導入場所の変更、補助額の20パーセント以上の減額

(4) 本補助金の支払について

実績報告書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合、請求に基づき本補助金を支払います。概算払いは致しません。

(5) 調査及び実地検査等

本事業完了後5年間は、本市が行う、本事業に係る調査に協力しなければなりません。

また、事業完了後5年間は会計検査等の対象となり、実地検査等が実施される場合があります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

(6) 補助金の返還

本補助金の取得に関し不正が発覚した場合、補助金の返還を求めます。

(7) 補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した翌年度から起算して5年間、管理・保存しなければなりません。

4. 先端設備等導入計画

(1) 先端設備等導入計画とは

「先端設備等導入計画」は、中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

主な要件	内 容
対象者	市内に事業所を有する、中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に該当する中小企業者
計画期間	計画認定から 3 年、4 年又は 5 年の期間で目標を達成する計画であること。
労働生産性	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均 3% 以上向上すること。 ＜労働生産性の算定式＞ $(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) \div \text{労働投入量} (\text{労働者数又は労働者数} \times 1 \text{ 人当たり年間就業時間})$
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であること。 ＜減価償却資産の種類＞ 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	・国の「導入促進指針」及び市の「導入促進基本計画」に適合するものであること。 ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(2) 先端設備等導入計画の認定のメリット

- ① 固定資産税の軽減措置を受けることができます。

雇用者給与等支給額を 1.5% 以上とする賃上げ方針を従業員に表明したことを「先端設備等導入計画」に位置付けることで、固定資産税の課税標準が 3 年間、1 / 2 に軽減されます。

※別途、5 年間 1 / 4 に軽減される要件もあります。

- ② 資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることができます。

※信用保証協会への事前相談が必要。

(3) 認定申請の手続きについて

佐世保市ホームページ内「中小企業等経営強化法に基づく中小企業者が策定する先端設備等導入計画について」に掲載していますので、ご覧ください。

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/seisanuketuke.html>